

かんとう 巻頭インタビュー



医療観察制度とは？

平成15年に成立した「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律」(以下「医療観察法」という。)に基づき、対象となった者に対し、専門的な治療と処遇を行い、社会復帰の促進を図ることを目的とした制度



左から、下総精神医療センター今井詩子さん、野田綾子さん、社会復帰調整官太嶋昭太郎さん

独立行政法人国立病院機構

下総精神医療センター 地域医療連携室

ソーシャルワーカー 今井のだ 野田

うたご
詩子
あやご
綾子

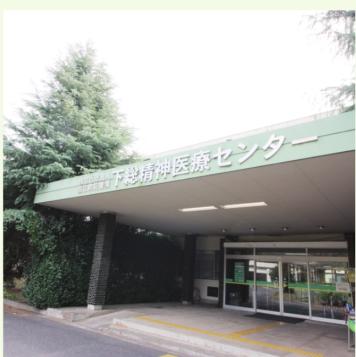
千葉保護観察所 社会復帰調整官室

おお しま しょう た ろう 大嶋昭太郎 統括社会復帰調整官

医療観察法について詳しく述べてください

心神喪失等の状態とは、精神障害のために善惡の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のこととします。

害行為を行なつたうえ、心神喪失等を理由に不起訴等となつた者（以下「対象者」という。）は、検察官から、地方裁判所に対し、本法の申し立てが行われます。そして、当初審判の結果、本法による医療の必要性が認められた場合には、本法による入院（以下「入院処遇」という。）または通院（以下「通院処遇」という。）のいずれかの決定がなされます。千葉県内では、当初審判の決定の約7割が



千葉市緑区の静謐な森に囲まれた穏やかな環境。
精神科の他に内科、外科、歯科などを併設する

社会復帰調整官とはどのような職業ですか？

千葉保護観察所には、現在3名の社会復帰調整官が在籍しています。その業務は大きく分けて「生活環境調査」、「生活環境調整」、「精神保健観察」、「地域との連携」の4つがあります。

下総精神医療センターの

下総精神医療センターは対象者の方が入院決定となつた際に入院する「指定入院医療機関」の機能があります。

病棟は急性期、回復期、社会復帰期、共用のエリアに分かれている。居室は個室でドアに小窓が、

方々と処遇内容を評価しながら、
処遇実施計画を適宜見直していく
きます。

対象者が、地域において、医療を継続しながら、再び同様の行為をすることなく、社会復帰を行っていくため、住む場所の確保は必須であり、どのような居住形態であるかは重要です。今から10年前の千葉県内における対象者の退院先の約2割がG Hでしたが、現在では、約7割がG Hへ退院しており、G Hへの期待はますます高まっています。

入院開始から定期的に会議を開催し、治療やリハビリの進捗状況、ご本人の性格や特徴、今後の課題について地域関係者とともに共有しています。経過良好で退院を検討する段階になると、外出訓練や外泊訓練、模擬受診や日中活動先の見学なども行っています。病床は3~4床あり、現在は満床となっています。在院日数は平均で1020日です。



医療観察法とG Hの関係

を聞かせてください

対象者が、地域において、医療を継続しながら、再び同様の行為をすることなく、社会復帰を行っていくため、住む場所の確保は必須であり、どのような居住形態であるかは重要です。今から10年前の千葉県内における対象者の退院先の約2割がG Hでしたが、現在では、約7割がG Hへ退院しており、G Hへの期待はますます高まっています。

入院開始から定期的に会議を開催し、治療やリハビリの進捗状況、ご本人の性格や特徴、今後の課題について地域関係者とともに共有しています。

経過良好で退院を検討する段階になると、外出訓練や外泊訓練、模擬受診や日中活動先の見学なども行っています。病床は3~4床あり、現在は満床となっています。在院日数は平均で1020日です。

医療観察法の対象者を受け入れていくためには？

社会復帰調整官や下総精神医療センターのソーシャルワーカー

G Hを選択するうえで大切にしていることは、そのG Hの形態が、対象者の疾病（障害）や特性に適している、対象者の目標（単身生活等）を達成するためには必要な支援が得られるか、G H以外の地域関係機関などのよな連携が図れる体制かどうかという点です。

重大な他害行為をしたと聞くと怖い印象を持つかもしれません。それは当然のことだと思います。しかし、入院待遇では、様々な職種（D r、N s、O T、C P、P S W）が関わることで、多角的な視点から、再被害に至った要因について評価を行い、病状等の改善に向けて取り組んでいます。薬物療法はもちろんのこと、疾病教育や認知行動療法、当該行為の反省を

ける対象者の退院先の約2割がG Hでしたが、現在では、約7割がG Hへ退院しており、G Hへの期待はますます高まっています。

最後に何か伝えたいことはありますか？

対象者にG Hでの生活を体験してもらうことと、職員に人と

めるプログラムなどあり、その改善等が地方裁判所に認められてはじめて退院となります。また、退院までには、G Hを始めた地域関係機関とともに、退院後の効果的な支援内容を協議していく会議等があり、受け入れにあたっての不安など、その際に確認していく機会もあります。

また受け入れにあたっては、

指定入院医療機関から体験利用や外泊訓練を繰り返し丁寧に行うため、その際に不安な点などは確認し、解消することが出来ます。また退院までに、社会復帰調整官が通院待遇の方針や目標、医療及び援助の内容をまとめた待遇実施計画書の案を地域関係機関とともに作成します。

また、入院待遇中に話し合ってきたクライシスプランなどを活用しながら、地域関係機関が適切な対応が図れるよう準備をしていきますので、安心して受け入れを検討していただければと思います。

医療観察法の入院待遇は、地方裁判所が決定する為、対象者の自由が非常に制限されます。そのため、退院先がないことによる社会的入院は避けなければなりません。そのためにも社会復帰調整官が中心となって、地域関係機関の方々との連携体制を作り、様々な資源を組み合わせながら、地域に戻つてからも安心できる環境の中で対象者の方には暮らしてもらいたいと思つています。

なりを理解してもらう為にも、退院までに何回か体験利用をお願いしています。万が一のことがあつてもすぐに対応できるよう、下総精神医療センターの職員が何人か体験利用に同行し、近所で宿泊をします。G H側では体験利用時の課題をアセスメントして貰えると、次回の体験利用に生かせると思いま

す。

また、退院調整は長期間に渡りますので、入居までお部屋を空けて確保してもらわなければなりません。大変心苦しいのですが、「地域生活移行個別支援特別加算」も請求できますので、前向きに受け入れを検討していただけだと幸いです。

医療観察法の入院待遇は、地方裁判所が決定する為、対象者の自由が非常に制限されます。そのため、退院先がないことによる社会的入院は避けなければなりません。そのためにも社会復

独立行政法人 国立病院機構
下総精神医療センター



医療観察制度のしおり
ともに生きる地域社会に向かって



障がい者グループホーム等の制度ができて20年。ホーム数は順調に増え障害を持つ方が地域で暮らす場所として一定の成果をあげてきました。一方、入居者の高齢化、強度行動障害や医療的ケアが必要な方の受け入れ先の少なさや営利を過度に重視しサービスの質の低下が危ぶまれる一部の事業所の存在など、課題も山積みしています。そこで今回『障害をもつた方の普通の住まいを支援する』と

生活ホーム小島屋は五十嵐さん夫妻が障害をお持ちの方2名と暮らす住まいです。その原点はお二人の学生時代、重症心身障害児の生活支援のボランティアでした。在宅の方に対しての生活支援はほぼない時代で、親御さんが入院するなどの緊急事態であっても使える制度は緊急一時保護制度という使い勝手と即応性が良いとはいえないものだけでした。そういう現実を目の当たりにし、無いのなら自分たちで生み出そうと24時間年中無休、障害の種別を問わないお泊り、預かりのサービスを始めました。

利用の申込みは多く、1999年5月に仕事としてマンションの一室を借りて「小島お泊り」をオーブンさせました。

生活ホーム小島屋は五十嵐さん夫妻が障害をお持ちの方2名と暮らす住まいです。その原点はお二人の学生時代、重症心身障害児の生活支援のボランティアでした。在宅の方に対しての生活支援はほぼない時代で、親御さんが入院するなどの緊急事態であっても使える制度は緊急一時保護制度という使い勝手と即応性が良いとはいえないものだけでした。そういう現実を目の当たりにし、無いのなら自分たちで生み出そうと24時間年中無休、障害の種別を問わないお泊り、預かりのサービスを始めました。

障害者グループホーム等においてそのすべてを模倣すること

は難しいですが、「利用者にとって、そこは事業でなく住まいである」、「家族として共に暮らしていく」というマインドの部分は共通のものではないでしょうか。



左から五十嵐弓子（旧姓小島）さん。入居者の森山裕子さん。五十嵐正人さん。



せいかつ 生活ホーム 小島屋 いがらし まさと 五十嵐 正人

住所：千葉県柏市西原7-7-7

電話：04-7169-7710

HP：<http://yuuko-nenne.seesaa.net/>



住宅街の普通の一軒家。表には裕子さん、弓子さんと小島さんのお名前も。

いう原点に立ち返るため、グループホームなど法制度が整う以前から障害者の住まいを支援する生活ホーム小島屋に取材をすることとしました。

五十嵐さんは、障害者の住まいが「普通の暮らし」を実現するためには大きく分けて2つのポイントを抑える必要があると言います。

1つは生存権と基本的人権の尊重。緊急時に対応可能な体制をつくること、虐待を防ぐこと。こちらは主に法制度といつた公的な仕組みにより可能な限り充実させています。

2つめは幸福追求権に対する支援。なるべく自由に一般的な家庭生活とかわらない暮らしを実現する手伝いをすること。帰りに買物に立ち寄ったり一晩中



お風呂、トイレ、居室です。裕子さんはオゼロと時計の動画がお気に入りです。

小島屋 ホームページ
~裕子ねーんね・弓ちゃんオハヨー~



五十嵐正人さんの著書
『三人暮らし』 水曜社



